令和４年度吉田町新婚生活応援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町長は、低所得者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における少子化対策を強化するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において、住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助するものとし、その交付に関しては、吉田町補助金等交付規則（昭和５４年吉田町規則第８号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　新婚世帯　令和４年１月１日から令和５年３月３１日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

⑵　住居費　令和４年１月１日から令和５年３月３１日までの間に婚姻に伴い新たに町内に住宅を購入し、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅に係る購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を除く。

⑶　引越費用　令和４年１月１日から令和５年３月３１日までの間に婚姻に伴い町内に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

⑷　リフォーム費用　婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。また、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して１年以内に実施したものであること。

（補助対象者）

第３条　補助の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている新婚世帯とする。

⑴　夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

⑵　婚姻時において夫婦の双方が３９歳以下であること。

⑶　世帯の所得（夫婦に係る令和３年分の所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第３０号の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）を合算した額。以下同じ。）から令和３年１月１日から令和３年１２月３１日までの間に返済した貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与される資金をいう。以下同じ。）の額を控除した額が４００万円未満であること。

⑷　生活保護による住宅扶助及び地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を除き、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

⑸　過去に吉田町新婚生活応援補助金の交付を受けていないこと。

⑹　夫婦の双方が町に納付すべき税金又は料金等を現に滞納していないこと。

⑺　結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講

　座等を受講していること。

２　新婚世帯に婚姻に伴い離職し申請時において無職の者がいる場合は、その者については、所得なしとして夫婦の所得を算出するものとする。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、住居費と引越費用を合算して得た額とし、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を限度とする。

⑴　婚姻時において夫婦の双方が２９歳以下である世帯　６０万円

⑵　婚姻時において夫婦の一方又は双方が３９歳以下である世帯　３０万円

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吉田町新婚生活応援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

⑴　婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

⑵　全世帯員の住民票の写し

⑶　夫及び妻の令和３年分の所得証明書（市区町村の長が発行する所得を証明する書類をいう。）

⑷　住宅の売買契約書及び領収書の写し（住宅を購入した場合に限る。）

⑸　住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る。）

⑹　賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅を賃借している場合に限る。）

⑺　夫及び妻の住宅手当支給証明書（様式第２号。住宅を賃借している場合であって、給与所得者であるときに限る。）

⑻　貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）

⑼　引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）

⑽　リフォームに係る工事請負契約書又は請書及び領収書又は支払い額が確認できる書類の写し（住宅をリフォームした場合に限る。）

⑾　離職票の写し（離職した場合に限る。）

⑿　無職・無収入申立書兼誓約書（様式第３号。無職かつ無収入である場合に限る。）

⒀　第３条第７号に掲げる講座等の受講証明書

⒁　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　町長は、申請者から前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、吉田町新婚生活応援補助金交付決定通知書（様式第４号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第７条　申請者は、前条に規定する決定通知書を受け取った日から起算して１０日を経過する日までに、請求書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第８条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　⑴　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

　⑵　補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

　⑶　この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第９条　申請者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第７条に規定する補助金の請求、第８条に規定する決定の取消し及び第９条に規定する補助金の返還に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

　　　　年　　月　　日

　吉田町長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

吉田町新婚生活応援補助金交付申請書

令和４年度吉田町新婚生活応援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、吉田町が町税及び料金の滞納の有無に関する情報を照会確認することに同意します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　婚姻日 | | | 年　　月　　日 | |
| ２　交付申請額 | | | 円 | |
|  | 費用  内訳 | 住居費  （購入） | 契約締結年月日 | 年　　月　　日 |
| 住宅購入費（Ａ） | 円 |
| 住居費  （賃貸） | 契約締結年月日 | 年　　月　　日 |
| 家　　賃 | （家賃　　　　　　　円－  　住宅手当額　　　　円）  ＝　　　　　　　　円 |
| 敷金 | 円 |
| 礼金 | 円 |
| 共益費 | 円 |
| 仲介手数料 | 円 |
| 小計（Ｂ） | 円 |
| 引越し | 引越年月日 | 年　　月　　日 |
| 費用（Ｃ） | 円 |
| リフォーム | 契約締結年月日 | 年　　月　　日 |
| 費用（Ｄ） | 円 |
|  | | 合計（Ａ）又は（Ｂ）＋（Ｃ）＋（Ｄ） | | 円 |
| ３　申請期間 | | 年　　　　　月　～　　　　　　年　　　　　月 | | |

様式第２号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　吉田町長　　　　　　　　様

　　　　給与等の支払者

　　所 在 地

　　名　　称

　　氏　　名

　　　　　　　　電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。

記

　１　対象者

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |

　２　住宅手当支給状況

⑴　支給している。　　　　　　　　　　　⑵　支給していない。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給期間 | 年　　月～　　　　年　　月 |
| 支給月額 | 円 |

注意事項

１　住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。

２　住宅手当支給状況については、⑴、⑵のいずれかに○印をつけてください。

３　住宅手当を支給している場合は、支給期間と支給月額を記入してください。

様式第３号（第５条関係）

無職・無収入申立書兼誓約書

　　年　　月　　日

　吉田町長　　　　　　　　様

申立人　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　電　　話

令和４年度吉田町新婚生活応援補助金の申請に当たり、次のとおり無職・無収入であることを申し立てます。また、本申立書に記載した内容に相違ないことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　無職・無収入になった時期 | 年　　　　月　　　　日 |
| ２　理　　由 |  |

※注意事項

専業主婦等で、所得証明書等により無収入であることが確認できる場合は、本書類の提出は必要ありません。

様式第４号（第６条関係）

　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　吉田町長　　　　　　　　　印

吉田町新婚生活応援補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった令和４年度吉田町新婚生活応援補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

　１　補助金交付決定額　　金　　　　　　　　　　　　円

　２　交付条件

様式第５号（第７条関係）

請　求　書

金　　　　　　　　　円

ただし、　　　　年　　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた令和４年度吉田町新婚生活応援補助金として、上記のとおり請求します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　吉田町長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　【補助金の振込先】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行・金庫  組合・農協 | 店　名 |  | 本店・支店  本所・支所 |
| 口座の種類 | 普通　　・　　当座 | | | | |
| 口座番号 |  | | | | |
| 口座名義 | (ﾌﾘｶﾞﾅ) | | | | |
|  | | | | |

※口座名義については必ず請求者氏名と同一のものとすること。